

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月13日

横浜市契約事務受任者  
選挙管理委員会事務局長 武島 和仁

1 契約の概要

衆議院議員総選挙に係る選挙時登録データ作成業務委託

2 履行（納品）場所

選挙管理委員会事務局選挙課ほか

3 契約日

令和8年1月15日

4 履行日又は履行期間

契約締結した日から令和8年3月15日まで

5 契約金額

2,482,480円

6 契約の相手方（名称及び所在）

富士通J a p a n株式会社 首都圏事業部（横浜）  
横浜市西区高島1-1-2

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和8年1月10日の新聞記事（朝刊）等において、1月23日召集予定の通常国会冒頭に衆議院解散、2月上中旬に投開票、選挙日程については、「1月27日公示－2月8日投開票」「2月3日公示－2月15日投開票」の案が浮上している旨の報道があり、総務省から神奈川県選挙管理委員会を通じ、各種スケジュールの確認や業者との調整等含め準備を進めておくよう通知があった。

今回の選挙執行に向けた選挙人名簿の調製については、最速の日程である2月8日投開票を想定すると、選挙時登録が1月26日となるため、1月16日に移替えの延期をすることを1月15日に市選挙管理委員会委員長の専決処分において決定し、1月16日に選挙時登録に向けた選挙時処理を行うこととなった。

選挙時処理にあたっては、住民記録システムから横浜市全住民のデータを受領し、そのデータを基に選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録する必要がある。

住民記録システムから横浜市全住民のデータを受領するにあたり、定時登録の場合は、通常時の運用保守の経費に含まれているが、選挙時については、都度、データ受領に係る委託契約を締結する必要がある。

選挙時処理を1月16日に実施するにあたり、1月15日の夜間に住民記録システムにおいて、データを作成する必要があることから、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約を締結しなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者及び本市にとって償うことのできない損害が生じると考えられたため。

#### 8 契約の相手方の選定理由

本市市民局窓口サービス課から住民記録システムの運用管理を受託している事業者であり、本業務を受託できる唯一の事業者であるため。

#### 9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課